

特定空家等の認定その他の報告事項について

(第4回資料)

## 1 特定空家等の認定について

次の空家等について調査を行った結果、特定空家等の認定基準に該当すると認められるため、空家特措法第2条第2項の規定による「特定空家等」に認定した。

認定番号	認定日	所在地	構造、階数	認定基準による評点	
				空家等の状態 (100点以上が該当)	空家等がもたらす 周辺への影響 (100点以上が該当)
第6号	平成29年1月16日	余部区下余部	木造、 2階建	165	100
第7号	平成29年1月16日	香寺町溝口	木造、 2階建	100	100

## 2 平成28年度事業の取組状況について

### (1) 専門家派遣業務委託

#### ① 事業の概要

自治会に専門家を派遣し、自治会と協力してアンケート調査を行うなど、地域の空家問題をサポートする。

#### ② 取組状況

対象自治会を決定。アンケートを集計し、活用プランを作成中

### (2) 実態調査業務委託

#### ① 事業の概要

過去に通報のあった空き家について、危険性の増大がないか等、現状を把握する。

#### ② 取組状況

専門業者（設計事務所）に発注し、危険性の高い物件については第2回目の調査を実施中

姫路市空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関する要綱（抜粋）

**第1条、第2条** （略）

**（認定等）**

**第3条** 法第2条第2項に規定する特定空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態（建築物が著しく保安上危険となるおそれがある場合に限る。）であるものの**認定は、次の各号のいずれにも該当するもの**である場合に行う。

- (1) 別表に定めるところにより算定した**評定区分1の評点の合計が100以上**であるもの
- (2) 別表に定めるところにより算定した**評定区分2の評点の合計が100以上**であるもの

**第4条～第16条** （略）

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

別表（第3条関係）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	
1	空家等の状態	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修繕を要するもの	25
			(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修繕を要するもの	50
			(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100
	外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		(3) 屋根が著しく変形したもの	50	
	2	空家等がもたらす周辺への影響	(1) 空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在せず、被害を受ける状況となる可能性がないもの	0
(2) 空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、被害を受ける状況となる可能性が高いもの			100	
危険度の切迫性		(1) 空家等の構造の腐朽又は破損の程度について、急激な進行が認められないもの	0	
		(2) 空家等の構造の腐朽又は破損の程度について、急激な進行が認められるもの	50	

備考

- 「空家等の状態」は、評価区分1について、評価項目につき評価内容に応じた評価点を合計することによって行う。
- 「空家等がもたらす周辺への影響」は、評価区分2について、評価項目につき評価内容に応じた評価点を合計することによって行う。